

子宮頸がん予防ワクチン任意接種に係る接種費用助成の実施について

那須塩原市では、子宮頸がん予防ワクチン接種における積極的勧奨の差控えにより定期接種の機会を逃し、令和 3 年度末までに自費で接種した者に対して、接種費用の助成を実施します。

■ 対象者

平成 9 年 4 月 2 日から平成 1 7 年 4 月 1 日までの間に生まれた女性で、令和 4 年 4 月 1 日時点で市に住民登録がある者

■ 対象となる接種日

定期接種の対象年齢を過ぎてから令和 4 年 3 月 3 1 日までに接種したもの

■ 対象ワクチン

定期接種で使用されている 2 価ワクチン及び 4 価ワクチンに加え、9 価ワクチンも対象とする

■ 助成額

医療機関に支払った接種費用実費（上限あり）

■ 申請期間

令和 4 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成 2 5 年 4 月に予防接種法に基づく定期接種となりましたが、接種後に広範囲の痛みや手足の動かしにくさなど、多様な症状の報告が相次いだことから、国の方針により同年 6 月から積極的勧奨を差控えていました。

今般、国の専門家会議にて、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが改めて確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから積極的勧奨が再開されました。

これに伴い、公平な接種機会確保のため、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃してしまった者を対象に定期接種として実施する「キャッチアップ接種」が令和 4 年 4 月に開始されたところです。

一方で、定期接種の対象年齢を過ぎて自費で接種した者もいることから、その者を対象に接種費用の助成を実施します。